ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

入札執行回数は原則として２回までとする。

⑻　国土交通省競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる国土交通省競争参加資格の認定を受けていない者も、上記３⑷及び⑸により入札書及び証明書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑼　競争参加資格の申請の時期及び場所　「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年３月31日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

⑽　手続きにおける交渉の有無　無。

⑾　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : ARASE Yoshikazu, Director-General of Shikoku Regional Development Bureau

⑵　Classification of the products to be procured : 14

⑶　Nature and quantity of the products to be procured : Manufacturing of vehicle detection apparatus for stack, 1 Set

⑷　Delivery period : 22 December, 2023

⑸　Delivery place : as in the tender documentation

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

ⓐ　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

ⓑ　have Grade A or B on “Manufacturing of products” in Shikoku Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) for the purpose of procurement in the fiscal year of 2022, 2023 and 2024

ⓒ　not be under suspension of nomination by Director-General of Shikoku Regional Development Bureau from Time-limit for the tender to Bid Opening

ⓓ　have proven to have actually delivered the products concerned or the similar products concerned

ⓔ　acquire the electric certificate in case of using the Electric Procurement system :
https://www.geps.go.jp

⑺　Time-limit for submission of certificate : 16 : 00　27 February, 2023

⑻　Time-limit for tender : 16 : 00　22 March, 2023

⑼　Contact point for the notice : Purchase Section, Contract Division, General Affairs Department, Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 3―33 Sunport, Takamatsu-shi, Kagawaken, 760―8554 Japan. TEL 087―851―8061 ex. 2536

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和５年１月27日

分任支出負担行為担当官　九州地方整備局

国営海の中道海浜公園事務所長　小島　孝文

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

1　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　調達件名及び数量

国営海の中道海浜公園で使用する電気（その２）

契約電力　1,135kW

予定使用電力量　5,717,000kWh

⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。

⑷　納入期間　令和５年５月１日から令和６年４月30日迄

⑸　納入場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　入札金額は、各者において設定する契約電力に対する単価（kW単価、同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価夏季料金とその他季料金等の設定がある場合は、それぞれの単価を記載すること。その他の割引料金等がある場合はその内訳を併せて記載すること。）及び蓄熱電力量に係る割引がある場合は割引単価（kWh単価）を入札書に記入すること。また、落札決定にあたっては、当事務所が提示する契約電力及び予定使用電力量の総価を比較対象とするので、単価と合わせて総価を入札書に記入すること。

なお、入札書に記載する金額の算定にあたっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

⑺　電子調達システム（ＧＥＰＳ）の利用　本調達案件は、競争参加資格確認申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願、紙契約方式承諾願を提出するものとする。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札までに令和04・05・06年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年３月31日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者（競争参加者の資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）であること。

⑷　競争参加資格確認申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑸　警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑹　事業協同組合として申請書を提出した場合、その構成員は、単体として申請書等を提出していないこと。

⑺　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①　資本関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。

㋐　子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。㋑において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。㋑において同じ。）の関係にある場合

㋑　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②　人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、㋐については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

㋐　一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社